

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

# 英国における EU 残留・離脱を問う国民投票

## 財務報告における影響

### 目次

はじめに

財務報告における影響の概要

リスクおよび不確実性に関する開示

外国為替

公正価値測定

年金

減損

後発事象

その他の論点

### はじめに

2016年6月23日に、英国における欧州連合(European Union: EU)残留・離脱を問う国民投票は、52%対48%の票差で、離脱支持(通常「Brexit」と呼ばれている)の結果を公表した。この直後に、デビッド・キャメロン首相は辞職を表明し、年内に後継の首相が選任される予定である。

これらの事象による長期の政治的および経済的影響はまだ明確ではないが(リスボン条約第50条では、2年以内に離脱することになるが、まだ有効とはなっておらず、現時点において英国との将来の関係についてEU加盟国と交渉していない)、国民投票の結果の公表後すぐに次のことを含む大幅な市場の混乱が引き起こされた。

- 英国の株式市場の著しい乱高下(特に銀行セクター)
- USドルに対して10%およびユーロに対して8%のポンドの下落
- 主要な格付け機関における英国の信用格付けの引き下げ

国民投票の影響は、他のヨーロッパ、北アメリカおよびアジアの株式市場に著しい乱高下を引き起こすなど、遠く離れた場所にも及んでいる。

多くの企業が、2016年6月30日時点の期間における期中または年次財務報告を作成する。それらの報告書を作成する際に、現在進行中の英国の政治的な状況における財務報告への影響を考慮する必要がある。

本ニュースレターの目的は、企業が2016年6月30日時点におけるIFRS財務諸表を作成する際に、作成者に、検討する必要がある主な論点をリマインドすることである。

### 財務報告における影響の概要

初めに、英国のEU離脱に直接左右される会計分野はないこと、および予測可能な将来において、EUでエンドースメントされたIFRS(新基準が適用される前のエンドースメントの必要性を含む)の使用についての英国会社への要求は変更されないであろうことに留意することが重要である。

しかし、国民投票の結果により引き起こされた、金融市場における乱高下または長期にわたる不確実性により、影響を受ける可能性のある多くの財務報告の分野がある。

詳細は下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

## リスクおよび不確実性に関する開示

経済状況が企業にどのような影響を与えるかを投資者が評価するために役立つ情報を、企業の財務報告が提供することは重要である。年次報告においては、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」で要求される重要な会計上の判断および見積りの不確実性に関する開示に含まれ、これは最近の事象により変化している可能性がある。場合によっては、継続企業として存続する企業の能力に関する議論にまで及ぶ可能性もある。

さらに、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」は、信用リスク、流動性リスク、市場リスクおよび金融商品に関するリスクの集中に関する情報の開示を要求し、IFRS 第 13 号「公正価値測定」は、公正価値測定のインプットの開示を要求している。これらの基準はそれぞれ、市場リスクの感応度分析、および評価における観察可能でないインプットの変動に対する感応度分析の開示の要求事項を含んでいる。

最近の市場の乱高下を考慮すれば、これらの目的で合理的に可能であると考えられるボラティリティのレベルを見直す必要がある可能性がある。

これらの開示は、現在の政治状況に関する決まり文句(boiler-plate)の記述ではなく、企業特有の記述とすべきであり、企業の英国経済へのエクスポージャーとつりあったものとするべきである。

IAS 第 34 号「期中財務報告」における要約様式で表示される期中財務諸表においては、注記は、直近の年次報告期間の末日後のその企業の財政状態の変動および業績を理解するうえで重要な強調すべき事象に焦点をあてるべきであるため、開示は、それほど広範なものではない場合が多い。それでも、最近の事象が企業に与える影響を利用者が理解するのに十分でなければならない。これもまた、企業特有の開示である必要がある。

IFRS での要求事項に加えて、多くの国内法または規則は、例えば次のような、企業が直面するリスクの開示を要求する。

- EU における透明性指令または非財務情報に関する指令に基づく要求事項には、企業のビジネスモデルおよび企業の事業に関連する主要なリスクの考察が含まれる。
- SEC の Regulation S-K も同様に、企業が直面するリスクの開示を要求する。
- 我が国の有価証券報告書や四半期報告書においても、事業等のリスクの開示が要求される。

現在の状況は、企業が、新たなリスクが発生したかどうか、または以前に識別したリスクの重要性が増大したかどうかを検討する方向に導く可能性がある。

## 外国為替

英国ポンド以外が機能通貨である企業は、ポンド建ての貨幣性項目を再換算する際に、2016 年 6 月 30 日現在の為替レートを使用しなければならない。当該レートは、ポンドが機能通貨である在外営業活動体の資産および負債を異なる表示通貨に換算する際にも使用される。

外貨建取引を企業の機能通貨で報告する場合にも、在外営業活動体の収益および費用を再換算する際にも、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」は、取引日の為替レートの近似する代替として平均レートの使用を認めている。ポンドと他通貨間での為替レートの最近の乱高下を考慮すれば、6 月下旬に生じる重要な取引の影響を反映するために、このような平均レートの算定技法の修正の必要性を検討することが必要となる可能性がある。

## 公正価値測定

公正価値による資産および負債の測定には、6 月 30 日における市場の変動性も含めて、6 月 30 日の価値を反映させるべきである。活発な市場での価格の変動性は、それが「秩序ある取引」ではないとして、当該価格を反映させないための十分な理由とはならない。しかし、現在の不確実性を考慮すれば、評価技法(例えば、割引後のキャッシュ・フローの算定)へのインプットの再評価が必要となる可能性がある。

## 年金

IAS 第 19 号「従業員給付」における確定給付制度の年金資産の測定においても、公正価値が検討される。一方、確定給付制度債務の測定は、当該負債の割引率を決定する基礎となる優良社債の利回りに影響を受ける。

6 月 30 日に期中財務報告を作成する企業は、当該日に (IAS 第 34 号の要求事項に従い) 再測定を必要とする市場の重大な変動が生じているかどうか検討する必要がある。

## 減損

企業は、現在の状態が、完全な減損レビューの実施を必要とする減損の兆候を生じさせているかどうか検討する必要がある。特に、IAS 第 36 号「資産の減損」(のれん、無形資産および有形固定資産を含む資産の範囲をカバー)は、そのような兆候の 1 つとして、企業が営業している経済、または法的環境の著しい変化を参照している。IAS 第 34 号は、詳細な減損レビューが必要とされるかどうか決定するために、直前の事業年度以降の重要な減損の兆候をレビューすることも要求している。すなわち、これは、企業が通常年度のレビューを行う時点以外にも、のれんの減損レビューを行うことが含まれるかもしれない。

IAS 第 36 号におけるのれん、無形資産または有形固定資産の減損レビューは、6 月 30 日時点の予想される将来キャッシュフローおよび収益性を基礎とする。同様に、繰延税金資産の回収可能性は、課税所得を基礎として評価される。

6 月 30 日に実施されるそのような評価は、当該日に存在する事実および状況を反映しなければならず、後発事象に影響を受けない。加えて、上記で議論したリスクの問題に関して、減損レビューで行われた判断の適切な開示、および仮定の変化に対する感応度は重要である。

一方、棚卸の減損は、達成可能な現在の見積販売価格に基づいている。

金融資産の減損は、IAS 第 39 号「金融商品: 認識および測定」の具体的要求事項でカバーされている。

- 契約上のキャッシュフロー回収可能性に基づいて、発生損失モデルを使用して、負債性金融商品 (例えば、売掛金を含む) の減損が検討される。
- 原価を下回る資産価値の「著しいかまたは長期にわたっている」下落が生じている場合に、IAS 第 39 号において売却可能に分類される持分投資の減損が必要とされる。6 月下旬の株式市場の著しい下落は、持分投資の価値が 6 月 30 日時点で原価を下回り、その結果減損となる可能性がある。

IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)を適用する企業は、金融資産の減損に関していくらか異なる検討、例えば、償却原価で測定される金融商品は信用リスクの著しい増大の実績があるかどうかの検討を行う。

## 後発事象

状況は引き続き流動的であるが、6 月 30 日以後の年次財務諸表または期中財務諸表の承認日までに、さらなる政治的展開または市場の変動が生じる可能性がある。これらは修正を要しない後発事象と考えられ得るが、そのような事象の影響を開示する必要があるかどうかの検討が必要となる可能性がある。

## その他の論点

上記は、2016 年 6 月 30 日の報告に関連する可能性が高い主要な論点のいくつかをハイライトしているが、企業の個々の事実および状況に応じて、他の論点にも影響が生じる可能性がある。変動可能性の高い市場条件の財務報告の影響に関する詳細な議論は、以前のニューズレター「[激動の時代](#)」を参照いただきたい。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。